

大和高田市立病院電話交換業務委託契約書（案）

大和高田市（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、大和高田市立病院の電話交換業務（以下「業務」という。）を大和高田市立病院電話交換業務仕様書により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間（以下「委託期間」という。）は、令和7年6月1日から令和10年5月31日までとする。

（委託料）

第3条 業務の委託料（以下「委託料」という。）の額は、金_____円（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、別途）とする。

（委託料の支払）

第4条 委託料の支払は、36回払とし、令和7年6月分（初回分）の支払額を金_____円（消費税等別途）とし、次回以降の支払額を毎月金_____円（消費税等別途）とする。

2 甲は、前項の定めによる支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

（消費税及び地方消費税）

第5条 消費税等は、消費税法（昭和63年法律第108号）第28条第1項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出する。

2 消費税等の算出に際して、1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、免除する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第7条 乙は、この契約に係る権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保の用に供してはならない。

（再委託等の禁止）

第8条 乙は、業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

（調査等）

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対して業務の実施状況について調査し、所要の報告を求め、又は甲乙が協議して定めた内容に基づき、乙はその作業の改善を行うものと

する。

(業務内容の変更)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、業務内容の全部又は一部を変更することができる。この場合における委託期間又は委託料は、甲乙協議のうえ定める。

(損害賠償責任)

第11条 乙は、業務の遂行により、その責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任においてこれを解決し、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合は、その限りではない。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙から契約の解除の申入れがあった場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく契約の履行を着手しないとき、又は履行する見込みがないとき。
- (2) 契約の履行に関し、不正の行為をしたと認められるとき。
- (3) 契約の履行に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨げたとき。
- (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人又は支店若しくは営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人又は支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員（大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に参加していると認められるとき。

ウ 役員等がその属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団員であることを知りながらその者を雇用又は使用しているとき。

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約、購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

ク 下請契約等に当たり、アからカまでのいずれかに該当する者と知らずにその相手方としていたことが認められる場合において、甲から当該契約の解除を求められて、これに従わなかったとき。

ケ 契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を甲に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(5) 前各号に定めるもののほか、この契約条項に違反したとき。

(違約金)

第13条 前条の各号の規定に該当し、契約を解除した場合、甲は、契約金額の100分の10の違約金を徴収するものとする。この場合における契約金額とは、契約を解除した日の属する年度の契約額とする。

(談合等による解除)

第14条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかった場合にあつては、同法第62条第1項に規定する課徴金納付命令）が確定したとき。

(2) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定に違反し、同条の規定による刑が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 甲は、前項の規定による契約解除をした場合において、乙に損害が生じてもその責めを負わない。

(賠償金)

第15条 前条の規定により契約が解除された場合において、乙は、契約金額の100分の20に相当する額を支払わなければならない。なお、当該契約を履行した後も、同様とする。

(秘密の保持)

第16条 乙は、業務を実施するにおいて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(使用者の義務)

第18条 乙は、業務従事者については、使用者として法律に規定されたすべての義務を負うものとする。

(設備の貸与)

第19条 甲は、乙に対し業務の実施に必要な設備を無償で提供するものとする。

2 乙は、設備を常に円滑に運用できるよう日常メンテナンスを行うこと。

(管轄裁判所)

第20条 この契約に関する訴訟については、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(疑義の解決)

第21条 この契約に定める事項その他について疑義が生じたときは、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)、大和高田市会計規則(平成11年規則第59号)及び甲が定めるその他の規程に従うものとし、その他は必要に応じて甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 大和高田市大字大中98番地4
大和高田市
大和高田市長 堀内大造

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外収集・利用の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報の滅失及びき損の防止に関する措置を講じなければならない。

(資料等の返還等)

第7 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された全ての資料等は、その契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし甲が別に指示したときはその指示によるものとする。

(事故の場合の措置)

第8 乙は、個人情報の取扱いに関し、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。